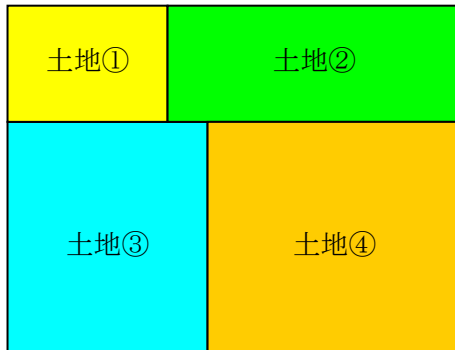


■ 一団の土地とは？

例えば、市街化区域内の一団の土地において、次の場合には事後届出が必要となります。
また、届出は土地売買等の契約ごとに必要となりますので、「甲さんと A さん」「乙さんと A さん」
「丙さんと A さん」「丁さんと A さん」との契約それぞれにおいて届出が必要となります。



土地	土地を売る人	土地を買う人
①	甲さん	A さん
②	乙さん	
③	丙さん	
④	丁さん	

※ ①+②+③+④ \geq 2,000 m² となる場合

【一団の土地の判断基準】

次の3つの要件のすべてを満たすものについては、一団の土地であると判断されます。

(1) 主体の同一性

原則として、権利取得者が同一主体であること

(2) 物理的一体性

土地が、相互に連続するひとまとまりの土地として、土地利用上現に一体の土地を構成しているか、又は一体としての利用に供することが可能であること

(3) 計画的ー貫性

二つ以上の土地売買等の契約が、一連の計画の下に、その時期、目的等について相互に密接な関係をもって締結されていること